

事業所の皆様へ



「就労継続支援B型事業所等の経済情勢の影響 等に関する緊急調査」

回答の方法

(川崎市障害計画課作成)

● 調査の対象事業所・回答方法

- ・身体障害者入所、通所授産施設
- ・身体障害者小規模通所授産施設
- ・身体障害者福祉工場
- ・知的障害者入所、通所授産施設
- ・知的障害者小規模通所授産施設
- ・知的障害者福祉工場
- ・精神障害者小規模通所授産施設
- ・精神障害者福祉工場
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援A型
- ・就労継続支援B型

この調査は、就労系事業所、授産施設が対象です。生活介護、自立訓練、旧法の更生施設は対象外です。

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課へ調査用紙をメールに添付して提出

メールアドレス：35syokei@city.kawasaki.jp

提出締め切り：平成21年2月20日（金）

問合せ先：障害計画課 柿森・島野

● 回答に当たって注意事項

- ・同一法人内で、複数の該当事業所がある場合は、事業所ごとに回答してください。
- ・一つの事業所の中に主たる事業所と従たる事業所がある場合は、主たる事業所に集約し、1つの事業所として回答してください。

※例えば、同一法人で、就労継続支援B型、就労移行支援の多機能型事業所、旧法の通所授産施設の指定を受けている場合は、3つのサービスで回答をします。

